

防整技第5046号
令和2年3月30日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事請負契約書第27条の減額となる場合の運用について（通知）

標記について、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第6916号。28.3.31）別紙の20(8)の規定に基づき別紙のとおり定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、令和2年3月31日までに契約を締結したものについては、従前の例による。

添付書類：別紙

配布区分：施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

建設工事請負契約書第27条の減額となる場合の運用について

1 適用対象工事

- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1000分の30以上減額になると予想されること。
- (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
- (3) 適用対象工事の確認時期は、契約から12ヶ月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価又は機械損料改訂時を確認時期とする。

2 スライド額の算定

労務賃金又は物価の変動により請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行うものであり、歩掛の変更については考慮しない。

3 残工事量の算定

- (1) 基準日までに変更契約を行っていないが、打合せ簿により先行指示されている内容についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (2) 現場にすでに搬入済の材料については、出来形数量として取り扱うこと。
- (3) 工場製作品のうち、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

4 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

5 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。